

大阪府無料検査実施事業費 補助金事務の手引き

感染症対策企画課
感染症・検査グループ

目次

I	はじめに	03
1.	大阪府行政オンラインシステムについて	
2.	補助金支給後の注意事項	
3.	消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告について	
II	検査実施事業費補助金	05
1.	補助金交付スケジュール	
2.	交付額	
3.	交付申請の受付	
4.	実績報告の受付	
III	その他	29
1.	よくあるお問い合わせ (FAQ)	
2.	お問い合わせ先	

I はじめに

本手引きは、大阪府より「新型コロナ検査実施事業者」の登録を受け、「大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業実施要領(以下「実施要領」という。)」に基づき無料検査を実施する事業者に対し交付する、**新型コロナウイルス感染症無料検査実施事業費補助金**(以下「検査実施事業費補助金」という。)について説明しています。

- 無料検査を行うための検査分析費用及び検体採取場所にかかる運営費用、消耗品費等の各種経費(ランニングコスト)に対し、検査実施件数に応じて補助します。

1. 大阪府行政オンラインシステムについて

無料検査事業に関する補助金申請は、「大阪府行政オンラインシステム」により行います。

なお、大阪府行政オンラインシステムでは、提出した申請内容の確認や、大阪府における審査状況の確認等が可能です。

【大阪府行政オンラインシステム】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

【補助金ページ】

1. 上部のメニューバーより「手続き一覧(事業者向け)」をクリック
2. 「新型コロナ無料検査事業に関する手続き」をクリック
3. 「代表者登録申請後に各種申請を行う場合」をクリック
4. 該当の手続きを選択してください。

※「**個人として登録**」したアカウントでは、**本事業にかかる申請手続きができません。**
「**事業者として登録**」をしたアカウントにログインしてください。

2. 補助金支給後の注意事項

- 補助事業にかかる関係資料及び帳簿類(補助金申請・報告書類、経費支出の根拠資料、無料検査受検申込書等)は補助金を受給した年度の年度末(3月31日)以降、**10年間の保存**が必要です。
- 補助事業完了後、確定申告(消費税及び地方消費税の申告)により補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む)、**仕入控除税額報告書**(「5. 消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告について」参照)を提出の上、**その金額を府に納付しなければなりません。**
- 補助事業により取得した補助対象設備その他の財産は、すべて善良なる管理者の注意をもって保管・管理しなければなりません。なお、その処分期間については、「補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)」に準ずるものとしてします。
- 補助事業は、公的資金を財源としているため、その適正な執行が強く求められています。補助金を活用されるにあたっては、こうした趣旨を十分ご理解頂きますようお願いいたします。
なお、以下のいずれかに該当した場合、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その際、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただくこととなります。
(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
(例) 次のような違反があったとき
 - ・実単価、件数を水増しした場合や、値引き・返金を隠蔽した場合
 - ・大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業実施要領第15に定める禁止事項に該当する行為を行った場合 等

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 補助要件に該当しない事実が判明したとき。
- (4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。

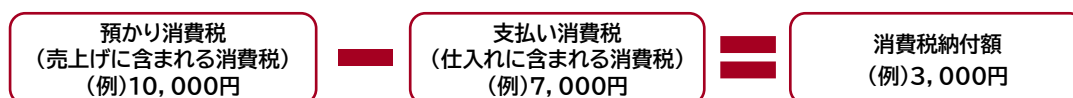
3. 消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告について

【消費税の仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない補助事業者(免税事業者)でない限り、課税売上に係る消費税額(預かり消費税)から課税仕入等に係る消費税額(支払い消費税)を控除し、納税額を算出する制度です。

<イメージ図>

預かり消費税 10,000 円のうち 7,000 円は仕入先を通じて納税されることとなるため、事業者が国に納める金額から差し引くことで、利益分にかかる消費税のみ国に納付することとなります。



【補助金にかかる仕入控除税額の返還について】

- ・補助金は、消費税法上「不課税取引」に該当するため、うち預かり消費税は0円ですが、一方で補助事業の実施にあたり備品等を購入する際に支払った消費税については、仕入税額控除する(納税額から差し引く)ことができるため、実質事業者が負担していない消費税額に相当する補助金を受けていることとなります。
- ・よって、仕入控除税額の報告及び返還をしていただく必要があります。詳細は顧問税理士までご相談ください。

⇒ **仕入控除税額報告書の提出依頼は追ってお送りしますので、適切にご対応ください。**

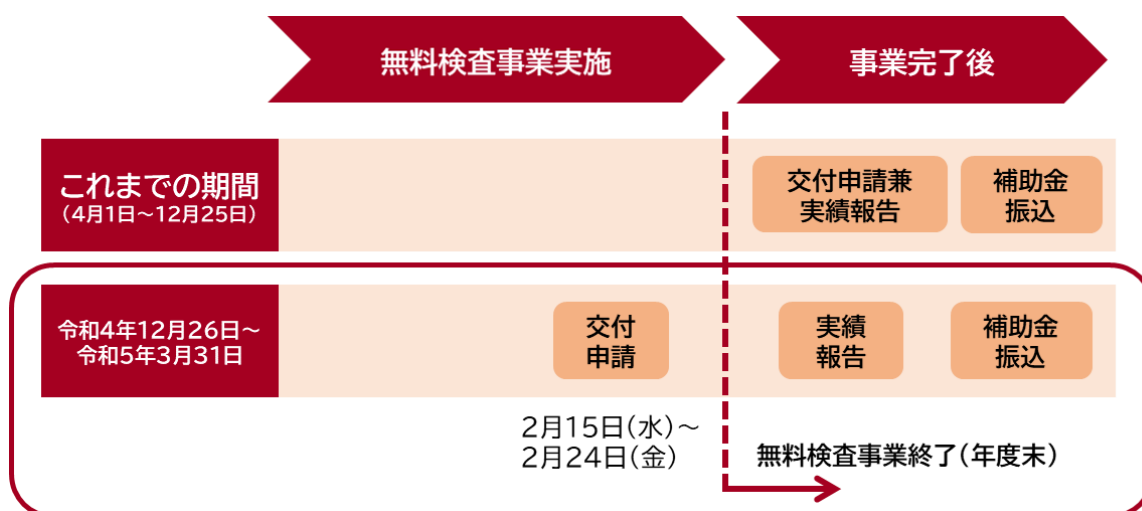
II 検査実施事業費補助金

- 本事業の交付基準は、次のとおりです。申請前に必ずお読みください。
 - ・ 大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業実施要領
 - ・ 大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査実施事業費補助金交付要領
 - ・ 大阪府補助金交付規則

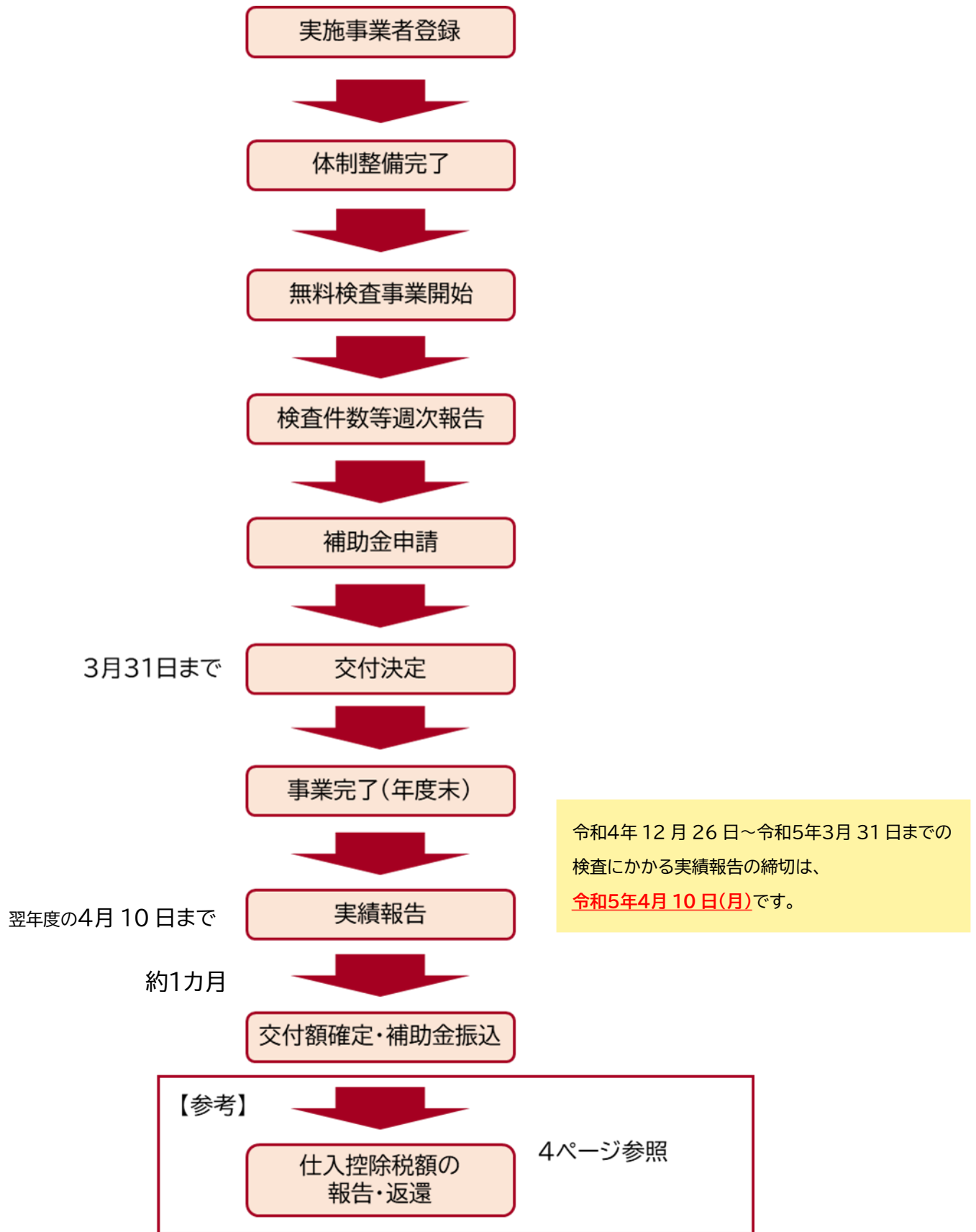
1. 補助金交付スケジュール

※令和4年12月26日(月)～令和5年3月31日(金)までの補助金交付スケジュールは、令和4年度のこれまでの期間(令和4年4月1日(金)～令和4年12月25日(日))と異なり、「交付申請」と「実績報告」を分けて行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

<令和4年度これまでの期間との変更点>



令和4年度のこれまでの期間(令和4年4月1日～令和4年12月25日まで)の検査にかかる補助金交付は、交付申請と実績報告を一括して行っていただき、補助金を交付していましたが、**令和4年12月26日(月)～令和5年3月31日(金)までの検査にかかる補助金交付は、事業実施期間中に交付申請をいただき、事業期間終了後に実績報告をいただいた後、補助金額を確定し、交付します。**
※実績報告の手続き方法につきましては、18 ページ以降をご確認ください。



2. 交付額

- 本事業の交付額は、次のとおりです。

【令和4年8月28日までに実施する検査】

(1) 次の計算方法により、補助単価を算出してください。

ア 「【別紙】検査単価判断表」に基づき、「検査1件あたりに要する額」を算出し、これを実単価とします。

イ アの実単価と基準単価(PCR 検査等及び抗原定量検査(以下、「PCR 等検査」という): 6,500 円、抗原定性検査:1,500 円※)を比較し、低い方の額を選定します。

※令和4年3月31日以前に仕入れた検査キット、検査試薬を使用して検査を行う場合は、基準単価(上限)を 3,000 円とします。但し、仕入れ日等がわかる書類の提出が必要になります。

ウ イの金額に「B.その他経費」に掲げる費用として一律 3,000 円を加算した額を基準単価とします。

(2) (1)の基準単価に「検査実施件数(※)」を乗じて得た額を交付額とします。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

※ **検査件数等の週次報告をもとに審査するため、実績と齟齬がないよう正確に報告してください。**

【令和4年8月29日以降に実施する検査】

(1) 次の計算方法により、補助単価を算出してください。

ア 「【別紙】検査単価判断表」に基づき、「検査1件あたりに要する額」を算出し、これを実単価とします。

イ 府が1カ月を目安に別に定める期間(以下、「指定期間」という)における、事業区分(定着促進事業又は一般検査事業)に応じた検査方法別(複数の実単価が存在する場合は、実単価ごと)の件数を算定します。

ウ アで算出した実単価と基準単価(※下表参照)をそれぞれ比較し、低い方の額を選定します。なお、PCR 等検査の基準単価の区分の判断については指定期間毎に行うこととし、基礎となる検査件数については、次の算定式1のとおり算出することとします。

<算定式1>※小数点以下は切り捨てることとします。

(A) 50 件×指定期間における営業日数×指定期間における PCR 等検査実施件数割合(※)

(B) (100 件×指定期間における営業日数×指定期間における PCR 等検査実施件数割合)－(A)

(C) 指定期間における PCR 等検査実施件数－(A)－(B)

※PCR 等検査実施件数割合

＝PCR 等検査実施件数の計/PCR 等検査と抗原定性検査実施件数の計(以下、「総件数という。」)

ただし、定着促進事業と一般検査事業の合計件数を用いることとします。

エ PCR 等検査、抗原定性検査のそれぞれについて、ウで算出した補助単価に検査件数(PCR 等検査については、指定期間及び補助単価の選定に用いた基準単価の区分((A)～(C)毎にウの算定式1により算出した件数を上限とすることとする。)を乗じて得た額と、加算単価に総件数(指定期間及び単価区分((a)～(c)毎に、次の算定式2を用いて算出した件数を上限とする。)を乗じて得た額の合計額を補助額とします。

<算定式2> (a) 50 件×指定期間の営業日数 (b) (100 件×指定期間の営業日数)－(a) (c) 指定期間の総件数－(a)－(b)

表 令和4年8月 29 日以降の基準単価及び加算単価

検査方法	基準単価		加算単価	
PCR等検査	(A)1日50件まで	6,500円	(a)1日50件まで	2,500円
	(B)1日51～100件	5,000円	(b)1日51～100件	1,800円
	(C)1日101件以上	3,000円		
抗原定性検査	1日の件数に係らず、1,500円 ※ただし、令和4年3月31日以前に仕入れた検査キット、検査試薬を使用して検査を行う場合は、3,000円とする。		(C)1日101件以上	1,100円

- ※ 検査件数等の週次報告をもとに審査するため、実績と齟齬がないよう正確に報告してください。
- ※ 1月、2月及び3月の指定期間は以下のとおりです。

	指定期間
1月	令和4年12月26日(月)～令和5年1月29日(日)
2月	令和5年 1月30日(月)～令和5年2月26日(日)
3月	令和5年 2月27日(月)～令和5年3月31日(金)

3. 交付申請の受付 ※交付申請の受付は終了しました。

本補助金の申請及び実績報告手続きは、「大阪府行政オンラインシステム」により行います。以下に沿って手続きを行ってください。

※令和4年度のこれまでの期間と異なり、「交付申請」と「実績報告」を分けて行っていただく必要がありますのでご留意ください。

<手続きのタイミング>

【令和4年 12 月 26 日(月)～令和5年3月 31 日(金)までの検査にかかる申請】
提出〆切：令和5年2月 24 日(金)

- ※ 提出〆切を超過した場合、補助金を交付することができません。
- ※ 交付申請により、交付決定額が決まります(追って大阪府より交付決定通知をお送りします)。交付決定額は、「補助金額の上限」となり、実際にお支払いする補助金額は、事業期間終了後に提出いただく実績報告書に基づき確定します。
- ※ 実績が交付決定額を上回った場合、上回った金額について、補助金をお支払いすることはできませんのでご留意ください。
- ※ 実績報告の方法等については、18ページ以降をご確認ください。

<手続き方法>

1. ホームページよりエクセルファイル「交付申請書(検査実施事業費補助金)」をダウンロードの上、必要事項を入力してください。

【URL】 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/muryou-hojo.html>

【交付申請書の入力方法】

下記(1)から(7)の順に様式を入力・確認してください。

※ 同一法人内の複数の事業所を取りまとめて申請する場合(「複数事業所分をまとめて申請」と、そうでない場合(「まとめて申請しない」と)で、提出する様式が異なります。

(入力が必要な様式は、「基本情報」、別紙1、別紙 2-1、様式 2-3、内訳シート(まとめて申請する場合のみ)です。)

(提出する様式について)

申請単位	提出する様式	提出する様式の数
まとめて申請する場合	①「まとめて申請(代表用)様式第2号」…代表して補助金申請をする事業所の情報 ②「まとめて申請(連番2～)様式第2号」…その他の事業所の情報	まとめて申請する事業所数 例)5事業所をまとめて申請する場合 →① 1式、② 4式
まとめて申請しない場合	「様式第2号」	1式

※ 黄色着色セルに入力してください。入力セル以外はロックをかけているため編集できません。

(1) 【基本情報】シートへ入力

・実施事業者登録番号…<「まとめて申請しない」場合のみ入力>

「新型コロナ検査実施事業者」の登録番号を入力してください。

※アルファベット1文字+数字6桁です。

(2) 【内訳シート】を入力…<複数事業所分をまとめて申請する場合のみ>

・各事業所の情報を黄色着色セルに入力してください。(各事業所の様式第2号別紙 3-2 で得られたデータをそのまま転記してください) ※必ず「値貼り付け」を行ってください。

※まとめて申請しない場合は、内訳シートへの入力は不要です。

【内訳シート】

連番	登録番号 (アルファベット1文字 +数字6桁)	検査実施事業所名	検査実施事業				補助申請額				合計(円)	営業日数
			合計(件)	定着促進			加算額	一般検査事業				
				計	PCR	抗原定量		PCR等	抗原定性	加算額		
1			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2												
3												

別紙 3-2で得られた赤枠内のデータをすべてコピーし、連番2～(黄色着色セル)にそのまま貼り付けてください。

※必ず「値貼り付け」を行ってください。

※別紙 3-2のデータは、別紙 1 及び別紙 2-1 に必要事項をご記入いただくことにより自動反映します。

※代表事業所は、連番1の欄に自動反映されますので、この作業は不要です。

【別紙3-2】

登録番号	検査実施事業所名	検査実施事業				補助申請額				合計(円)	営業日数
		合計(件)	定着促進			加算額	一般検査事業				
			計	PCR	抗原定量		PCR等	抗原定性	加算額		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 【別紙1】シートへ入力

・実施事業者登録番号と検査実施事業所名…<複数事業所分をまとめて申請する場合のみ>
「新型コロナ検査実施事業者」の登録番号を入力してください。

※アルファベット1文字+数字6桁です。

※まとめて申請しない場合は、自動反映されますので入力不要です。

・実施する検査手法について

対象期間中に実施する(現在は実施していないが今後実施予定の場合も含む)検査手法は「実施する」を、一度も実施しない検査手法は「実施しない」を選択してください。

(4) 【別紙2-1】シートへ入力

・①検査実施件数と②営業日数

《12月26日～2月12日まで》

①検査実施件数 内訳書を出し、検査実施件数を各欄に転記してください。

②営業日数(休業日を除いた日数)を入力してください。(検査実施件数がゼロであった日についても無料検査事業として営業されていた場合は、当該日を営業日数に含めてください。)

※入力いただくセルは黄色着色セルです。

<例> 無料検査事業において、PCR検査と抗原定性検査を実施している場合

【別紙1】

【実施する検査手法について】

PCR検査等	実施する
抗原定量検査	実施しない
抗原定性検査	実施する

・「PCR検査等」と「抗原定性検査」
→プルダウンから「実施する」を選択し入力
・「抗原定量検査」
→プルダウンから「実施しない」を選択し入力

【別紙2】

【件数実績及び営業日数】

週		定着促進				一般検査				合計			当該週の営業日数
報告対象	報告対象	計	PCR	抗原定量	抗原定性	計	PCR	抗原定量	抗原定性	総計	PCR等	定性	
12月26日	1月1日	0				0				0	0	0	
1月2日	1月8日	0				0				0	0	0	
1月9日	1月15日	0				0				0	0	0	
1月16日	1月22日	0				0				0	0	0	
1月23日	1月29日	0				0				0	0	0	
1月30日	2月5日	0				0				0	0	0	
2月6日	2月12日	0				0				0	0	0	
2月13日	2月19日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
2月20日	2月26日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
2月27日	3月5日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
3月6日	3月12日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
3月13日	3月19日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
3月20日	3月26日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
3月27日	3月31日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0日

黄色に着色されたセルに
入力が必要です。

転記いただく検査方法の欄が黄色に着色されます。

※検査実施件数 内訳書の出力方法は、「2.検査実施件数 内訳書」の出力をご覧ください。

※定着促進事業は、令和4年12月24(土)から令和5年1月12日(木)までの期間において実施が可能です。

《2月13日～3月31日まで》

①12月26日～2月12日までの検査実施件数を転記いただくと、**最大検査実施件数に1.2を乗じた件数**が自動入力されます。

②12月26日～2月12日までの営業日数を入力いただくと、**最大営業日数**が自動入力されます。

※自動入力された数値をご確認いただき、以下に該当する場合は数値を変更してください。

①無料検査事業の登録を解除した場合は、解除日以降の検査実施件数及び営業日数は「0」に変更してください。

②12月26日～2月12日までの検査実施件数は「0」であるが、2月13日以降は検査を実施する可能性がある場合は、見込実施件数を入力してください。

③検査実施件数及び営業日数の大幅な増加等が見込まれる場合は、自動入力された数値を変更してください。

(変更方法)

- ・該当するセルに変更したい数値を入力してください。
- ・数値を変更すると、変更理由の欄が黄色に着色されますので、必ず変更理由及び検査実施件数の積算方法等を記入してください。

<例1>PCR検査の最大実施件数が「20」、抗原定性検査の最大実施件数が「30」、最大営業日数が「5日」の場合

【件数実績及び営業日数】

週		定着促進				一般検査				合計			当該週の営業日数
報告対象月曜日	報告対象日曜日	計	PCR	抗原定量	抗原定性	計	PCR	抗原定量	抗原定性	総計	PCR等	定性	
12月26日	1月1日	30	10		20	30	10		20	60	20	40	3日
1月2日	1月8日	30	10		20	30	10		20	60	20	40	3日
1月9日	1月15日	30	10		20	30	10		20	60	20	40	4日
1月16日	1月22日	0				40	20		20	40	20	20	5日
1月23日	1月29日	0				40	10		30	40	10	30	5日
1月30日	2月5日	0				30	10		20	30	10	20	4日
2月6日	2月12日	0				30	10		20	30	10	20	4日
2月13日	2月19日	0				60	24	0	36	60	24	36	5日
2月20日	2月26日	0				60	24	0	36	60	24	36	5日
2月27日	3月5日	0				60	24	0	36	60	24	36	5日
3月6日	3月12日	0				60	24	0	36	60	24	36	5日
3月13日	3月19日	0				60	24	0	36	60	24	36	5日
3月20日	3月26日	0				60	24	0	36	60	24	36	5日
3月27日	3月31日	0				60	24	0	36	60	24	36	5日
合計		90	30	0	60	650	248	0	402	740	278	46	63日

最大実施件数 $20 \times 1.2 = 24$
「24」が自動入力されます。

最大実施件数 $30 \times 1.2 = 36$
「36」が自動入力されます。

最大営業日数 = 5日
「5日」が自動入力されます。

<例2>3月1日より無料検査事業の登録を解除した場合

【件数実績及び営業日数】

週		定着促進				一般検査				合計			当該週の 営業日数
報告対象 月曜日	報告対象 日曜日	計	PCR	抗原定量	抗原定性	計	PCR	抗原定量	抗原定性	総計	PCR等	定性	
12月26日	1月1日	15	5		10	110	10		100	125	15	110	5日
1月2日	1月8日	15	5		10	110	10		100	125	15	110	5日
1月9日	1月15日	15	5		10	110	10		100	125	15	110	5日
1月16日	1月22日	0				110	10		100	110	10	100	5日
1月23日	1月29日	0				110	10		100	110	10	100	5日
1月30日	2月5日	0				110	10		100	110	10	100	5日
2月6日	2月12日	0				110	10		100	110	10	100	5日
2月13日	2月19日	0				132	12	0	120	132	12	120	5日
2月20日	2月26日	0				132	12	0	120	132	12	120	5日
2月27日	3月5日	0				132	12	0	120	132	12	120	5日
3月6日	3月12日	0				132	12	0	120	132	12	120	5日
3月13日	3月19日	0				132	12	0	120	132	12	120	5日
3月20日	3月26日	0				132	12	0	120	132	12	120	5日
3月27日	3月31日	0				132	12	0	120	132	12	120	5日
合計		45	15	0	30	1,694	154	0	1,540	1,739	169	1,570	70日



【件数実績及び営業日数】

週		定着促進				一般検査				合計			当該週の 営業日数
報告対象 月曜日	報告対象 日曜日	計	PCR	抗原定量	抗原定性	計	PCR	抗原定量	抗原定性	総計	PCR等	定性	
12月26日	1月1日	15	5		10	110	10		100	125	15	110	5日
1月2日	1月8日	15	5		10	110	10		100	125	15	110	5日
1月9日	1月15日	15	5		10	110	10		100	125	15	110	5日
1月16日	1月22日	0				110	10		100	110	10	100	5日
1月23日	1月29日	0				110	10		100	110	10	100	5日
1月30日	2月5日	0				110	10		100	110	10	100	5日
2月6日	2月12日	0				110	10		100	110	10	100	5日
2月13日	2月19日	0				120	12	0	120	132	12	120	5日
2月20日	2月26日	0				120	12	0	120	132	12	120	5日
2月27日	3月5日	0				5	0	0	50	55	5	50	2日
3月6日	3月12日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
3月13日	3月19日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
3月20日	3月26日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
3月27日	3月31日	0				0	0	0	0	0	0	0	0日
合計		45	15	0	30	1,089	99	0	990	1,134	114	1,020	47日

①3月1日(解除日)以降の
検査実施件数及び営業日数を
「0」に変更してください。

理由及び件数見込の積算方法等をご記入ください	
④検査件数等見込の変更理由	3月1日より登録解除

PCR検査件数	変更あり	営業日数	変更あり
抗原定量検査件数	変更なし		
抗原定性検査件数	変更あり		

②自動入力された数値を変更すると変更理由欄が黄色に着色されますので理由を記入してください。

<例3>1月と2月の営業日数は3日であったが、3月より営業日数を7日に増やすため、それに伴い検査実施件数の増加も見込まれる場合

【件数実績及び営業日数】

週		定着促進				一般検査				合計			当該週の 営業日数
報告対象 月曜日	報告対象 日曜日	計	PCR	抗原定量	抗原定性	計	PCR	抗原定量	抗原定性	総計	PCR等	定性	
12月26日	1月1日	5	0		5	55	5		50	60	5	55	
1月2日	1月8日	5	0		5	55	5		50	60	5	55	3日
1月9日	1月15日	5	0		5	55	5		50	60	5	55	3日
1月16日	1月22日	0				55	5		50	55	5	50	3日
1月23日	1月29日	0				55	5		50	55	5	50	3日
1月30日	2月5日	0				55	5		50	55	5	50	3日
2月6日	2月12日	0				55	5		50	55	5	50	3日
2月13日	2月19日	0				66	6	0	60	66	6	60	3日
2月20日	2月26日	0				66	6	0	60	66	6	60	3日
2月27日	3月5日	0				66	6	0	60	66	6	60	3日
3月6日	3月12日	0				66	6	0	60	66	6	60	3日
3月13日	3月19日	0				66	6	0	60	66	6	60	3日
3月20日	3月26日	0				66	6	0	60	66	6	60	3日
3月27日	3月31日	0				66	6	0	60	66	6	60	3日
合計		15	0	0	15	847	77	0	770	862	77	785	42日

大幅な増加が見込まれる



【件数実績及び営業日数】

週		定着促進				一般検査				合計			当該週の 営業日数
報告対象 月曜日	報告対象 日曜日	計	PCR	抗原定量	抗原定性	計	PCR	抗原定量	抗原定性	総計	PCR等	定性	
12月26日	1月1日	5	0		5	55	5		50	60	5	55	
1月2日	1月8日	5	0		5	55	5		50	60	5	55	3日
1月9日	1月15日	5	0		5	55	5		50	60	5	55	3日
1月16日	1月22日	0				55	5		50	55	5	50	3日
1月23日	1月29日	0				55	5		50	55	5	50	3日
1月30日	2月5日	0				55	5		50	55	5	50	3日
2月6日	2月12日	0				55	5		50	55	5	50	3日
2月13日	2月19日	0				66	6	0	60	66	6	60	3日
2月20日	2月26日	0				66	6	0	60	66	6	60	3日
2月27日	3月5日	0				106	6	0	100	106	6	100	5日
3月6日	3月12日	0				106	6	0	120	126	6	120	7日
3月13日	3月19日	0				106	6	0	120	126	6	120	7日
3月20日	3月26日	0				106	6	0	120	126	6	120	7日
3月27日	3月31日	0				106	6	0	100	106	6	100	5日
合計		15	0	0	15	1,107	77	0	1,030	1,122	77	1,045	58日

①自動入力された数値を変更

理由及び件数見込の積算方法を記入ください

④検査件数等見込の変更理由

変更内容

PCR検査件数	変更なし	営業日数	変更あり
抗原定量検査件数	変更なし		
抗原定性検査件数	変更あり		

②自動入力された数値を変更すると変更理由欄が黄色に着色されます。変更理由及び見込検査実施件数の積算方法を記入してください。

(5) 以下のシートは記入いただく項目はありません。

【様式2】、【別紙 2-2】、【別紙 3-1】、【別紙 3-2】、【大阪府作業用】

- ・自動反映された内容をご確認ください。
- ・【別紙 3-2】は、「複数事業所分をまとめて申請する場合」の「内訳シート」を入力する際に使用します。

(6) **【様式2-2】シートを確認**

- ・全項目「はい」を表示していますが、「いいえ」となる項目がないかご確認ください。
- ※ **万が一、「いいえ」が入力される場合は補助金の交付ができません。**


(7) **【様式2-3】シートを入力**

- ・法人の場合は役員、監事、個人事業主の場合は設置者を入力してください。
- ・入力する範囲については、【様式2-2】の項目 6 を参考にしてください。


2. 検査実施件数 内訳書 の出力

【ダウンロードはこちら】 [検査実施件数内訳書\(実績一覧\)のデータ出力フォーム](#)

【出力方法】

- ① 「①ログイン ID」に**事業所登録番号**を入力し、「をクリック
- ※ 登録番号は、「**アルファベット1文字+数字6桁**」です。
事業所の登録完了通知書や登録ステッカーに記載しておりますので、ご確認ください。

① ログインID

 **クリック**

事業所の登録番号

- ② 「②パスワード」入力欄が表示されるため、「新型コロナ検査件数報告システム」のログイン時に入力されているパスワード(**事業所登録時のメールアドレス**)を入力してください。
- ③ 「③出力期間」で対象期間(12月26日から2月12日)を選択し、「次へ」をクリックしてください。

① ログインID

②パスワードを入力

事業所の登録番号

③ 出力期間

検査件数一覧を出力したい期間の「開始日」および「終了日」を入力してください。

出力したい期間を選択

開始日 * 終了日 *

クリック

- ④ 画面が切り替わったら「帳票出力画面へ」をクリックしてください。


検査実施件数内訳書の出力


 帳票出力の準備ができました。以下のボタンをクリックしてください。

 **帳票出力画面へ** **クリック**

- ⑤ 画面が切り替わったら内容を確認の上、上部オレンジ色の「出力する」をクリックしてください。

検査実施件数内訳書（実績一覧）の出力

 **出力する** **クリック**

以下の内容を確認した上で、出力ボタンを押してください。

登録番号
P222222

事業所名
××タミー

開始日
2022-12-26

終了日
2023-2-12

※ 事業所の入力をやり直す場合は [こちら](#)

- ⑥ 検査実施件数内訳書の PDF ファイルが表示されるため、適宜保存してください。

(無料検査実施事業費補助金 実績報告書に添付してください。)

(別添)

検査実施件数 内訳書

法人申請番号			法人名					
実施事業者登録番号			事業所名					
事業所名	週		ア. 定着促進事業			イ. 一般検査事業		
	報告対象 (月曜日)	報告対象 (日曜日)	①PCR	②抗原 定量	③抗原 定性	①PCR	②抗原 定量	③抗原 定性

週ごとの検査実施件数
合計が表示されます。
別紙 2-1 に転記してください。

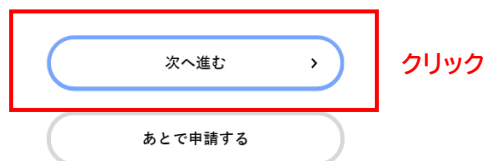
3. 「大阪府行政オンラインシステム」の「【ランニングコスト】無料検査実施事業費補助金(交付申請)(12月26日から3月31日分)」手続き画面を開いてください。



4. 「内容詳細」画面が表示されますので、内容をご確認の上スクロールして頂き、「次へ進む」をクリックしてください。

問い合わせ先

大阪府「無料検査事業」コールセンター
電話番号：0671779542



5. 申請に際しての確認事項が2点表示されます。
内容をご確認いただき、「確認した」を選択の上、「次へ進む」をクリックしてください。
6. 記載に沿って、必要事項を入力してください。
7. 「1 交付申請書」のデータを添付してください。

交付申請書 必須

様式をホームページよりダウンロードの上、添付してください。
[無料検査実施事業費補助金ホームページ](#)

【書類内訳】 ※すべて同一のエクセルファイルです。シートの削除、分割は行わないでください。

- ・様式第2号(交付申請書)
- ・別紙 1～別紙 3-2
- ・様式第2号の2(要件確認申立書)、2号の3(暴力団等審査情報)

アップロードするファイルを選択

まとめて申請する場合:申請するすべての事業所の様式
zip ファイルにまとめて、添付してください。
 まとめて申請しない場合:Excel 媒体のまま添付してください。

8. 「3 添付書類」のデータを添付してください。

■検査実施件数 内訳書(新型コロナ検査件数報告システムより出力)

検査実施件数 内訳書 (新型コロナ検査件数報告システムより出力) **必須**

新型コロナ検査件数報告システムより出力した「検査実施件数 内訳書」を添付してください。

[検査実施件数内訳書\(実績一覧\)のデータ出力フォーム](#)

※複数事業所がある場合、1つのファイルにまとめて添付するか、「その他参考となる資料」に添付してください。

アップロードするファイルを選択

出力した内訳書を添付してください。

■その他参考となる資料

その他参考となる資料

・ファイルが複数に分かれている場合など、欄が足りない場合は使用してください。

アップロードするファイルを選択

※検査単価の根拠資料の添付は不要です。事業期間終了後に提出いただく実績報告書に添付していただきます。

10. 画面下部「次へ進む」をクリックしてください。

11. 申請内容を確認の上、「申請する」をクリックし、手続きを完了してください。

4. 実績報告の受付

本補助金の実績報告手続きは、「大阪府行政オンラインシステム」により行います。

以下に沿って手続きを行ってください。

※令和4年度のこれまでの期間と異なり、「交付申請」と「実績報告」を分けて行っていただく必要が
ありますのでご注意ください。

<手続きのタイミング>

【令和4年12月26日(月)～令和5年3月31日(金)までの検査にかかる報告】

提出〆切：令和5年4月10日(月)

- ※ 提出〆切を超過した場合、補助金を交付することができません。
- ※ 実績報告いただくことにより、補助金の確定額(お支払いする金額)が決まります(追って大阪府より確定通知をお送りします)。
- ※ 確定額は、交付決定額を上限に実績報告書に基づき決定しますので、交付決定額と確定額は異なる場合がございますのでご注意ください。
- ※ 実績が交付決定額を上回った場合、上回った金額について、補助金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。

<手続き方法>

1. ホームページよりエクセルファイル「実績報告書(検査実施事業費補助金)」をダウンロードの上、必要事項を入力してください。

【URL】 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/muryou-hojo.html>

【実績報告書の入力方法】

下記(1)から(6)の順に様式を入力・確認してください。

- ※ 同一法人内の複数の事業所を取りまとめて報告する場合(「複数事業所分をまとめて報告」と、そうでない場合(「まとめて報告しない」と)で、提出する様式が異なります。

(入力が必要な様式は、「基本情報」、口座振替依頼書、別紙1、別紙 2-1、様式 2-2、内訳シート(まとめて申請する場合のみ)です。)

(提出する様式について)

報告単位	提出する様式	提出する様式の数
まとめて報告する場合	①「まとめて報告(代表用)様式第6号」…代表して実績報告をする事業所の情報 ②「まとめて報告(連番2～)様式第6号」…その他の事業所の情報	まとめて報告する事業所数 例)5事業所をまとめて報告する場合 →① 1式、② 4式
まとめて報告しない場合	「様式第6号」	1式

- ※ 黄色着色セルに入力してください。入力セル以外はロックをかけているため編集できません。

(1) 【基本情報】シートへ入力

- ・実施事業者登録番号…<「まとめて報告しない」場合のみ入力>

「新型コロナ検査実施事業者」の登録番号を入力してください。

※アルファベット1文字+数字6桁です。

(2) 【口座】シートへ入力(※誤りがあると振込ができませんのでご注意ください。)

- ・補助金振込口座の情報を入力してください
- ・「複数事業所分をまとめて報告」する場合も、補助金は一つの口座に振り込みとなります。

(3) 【内訳シート】を入力…＜複数事業所分をまとめて報告する場合のみ＞

・各事業所の情報を黄色着色セルに入力してください。(各事業所の様式第6号別紙 3-2 で得られたデータをそのまま転記してください) ※必ず「値貼り付け」を行ってください。

※まとめて報告しない場合は、内訳シートはありません。

【内訳シート】

連番	登録番号 (アルファベット1文字 +数字6桁)	検査実施事業所名	合計(件)	定着促進事業			実績報告額					営業日数	
				計	PCR	抗原定量	加算額	PCR等	抗原定性	加算額	合計(円)		
1			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2													
3													

別紙 3-2で得られた赤枠内のデータをすべてコピーし、連番2～(黄色着色セル)にそのまま貼り付けてください。

※必ず「値貼り付け」を行ってください。

※別紙 3-2のデータは、別紙 1、別紙 2-1 及び別紙 2-2 に必要事項をご記入いただくことにより自動反映します。

※代表事業所は、連番1の欄に自動反映されますので、この作業は不要です。

【別紙3-2】

登録番号	検査実施事業所名	検査実	合計(件)	定着促進事業			実績報告額					営業日数	
				計	PCR	抗原定量	加算額	PCR等	抗原定性	加算額	合計(円)		
0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(3) 【別紙1】シートへ入力

・実施事業者登録番号と検査実施事業所名…＜複数事業所分をまとめて報告する場合のみ＞

「新型コロナ検査実施事業者」の登録番号を入力してください。

※アルファベット1文字+数字6桁です。

※まとめて報告しない場合は、自動反映されますので入力不要です。

・PCR 検査等(PCR 法、LAMP 法等の核酸増幅検査)、抗原定量検査又は抗原定性検査の1件あたりの費用(検査実単価)を「実単価」欄に入力してください。

なお、同一の検査手法で検査単価が異なる場合、複数行に分けて記載してください。

※消費税込みの金額を入力してください。

※小数点以下は切り捨ててください。

※交付申請時に選択していない検査手法は実績報告できません。

・単価の積算根拠は必ず記載してください。

・単価の種類が5種類以上あり、行が不足する場合は、大阪府検査調整センターまでメールでご連絡ください。(メールアドレス:muryoukensa@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※必ず、事業者名、補助金担当者 TEL 及びメールアドレスが分かるようにしてください。

<記入例>

パターン① PCR 検査:(R5.1 月まで)6,000円、(R5.2 月以降)5,000 円

【PCR検査等・抗原定量検査】

番号	検査方法	実単価(円)	積算根拠
			(例1):委託費5,000円 (例2):試薬2,000円、検体袋50円、人件費2,500円等
1	PCR 検査等	6,000	PCR試薬4,000円、人件費2,000円
2	PCR 検査等	5,000	PCR試薬3,000円、人件費2,000円

パターン② PCR 検査:5,000 円 抗原定性検査:2,000 円(令和4年4月 1 日以降に仕入れ)

【PCR検査等・抗原定量検査】

番号	検査方法	実単価(円)	積算根拠
			(例1):委託費5,000円 (例2):試薬2,000円、検体袋50円、人件費2,500円等
1	PCR 検査等	5,000	委託費5,000円

【抗原定性検査】

番号	検査方法	実単価(円) ※1キット当たりの 仕入れ単価	仕入れ日
			※R4.3.31以前に仕入れた検査キットを使用した場合のみ 記載してください。
6	抗原定性検査	2,000	

※令和4年4月1日以降に仕入れた検査試薬や検査キットを使用した場合は、入力しないでください(空欄のまま)

パターン③ PCR検査:6,000 円 抗原定量検査:5,000円
抗原定性検査:2,000 円(令和4年3月10日に仕入れ)

【PCR検査等・抗原定量検査】

番号	検査方法	実単価(円)	積算根拠
			(例1):委託費5,000円 (例2):試薬2,000円、検体袋50円、人件費2,500円等
1	PCR検査等	6,000	PCR試薬4,000円、人件費2,000円
2	抗原定量検査	5,000	抗原定量試薬 3,000 円 人件費2,000円

【抗原定性検査】

番号	検査方法	実単価(円) ※1キット当たりの 仕入れ単価	仕入れ日
			※R4.3.31以前に仕入れた検査キットを使用した場合のみ 記載してください。
6	抗原定性検査	2,000	R4.3.10

令和4年3月31日以前に仕入れた検査試薬や検査キットを使用した場合のみ
仕入日がわかる書類(納品書等)を確認の上、ご入力ください。

(4) **【別紙2-1】シートへ入力**

・**検査実施件数 内訳書**を出力し、検査実施件数を各欄に転記してください。

※検査実施件数 内訳書の出力方法は、「2. 検査実施件数 内訳書 の出力」をご覧ください。

※**定着促進事業は、令和4年12月24日(土)から令和5年1月12日(木)までの期間のみ。**

・営業日数は、当該週における休業日を除いた日数をご記入ください。(検査実施件数がゼロであった日についても無料検査事業として営業されていた場合は、当該日を営業日数に含めてください。)

(5) **【別紙2-2】シートへ入力**

・【別紙2-1】に記入した検査実施件数について、期間、検査方法及び実単価ごとに内訳を記入してください。(令和4年12月26日(月)～令和5年1月29日(日)までに実施した検査においては、事業区分ごとに記入してください。)

<記入例> ※【別紙 2-1】への記入が以下の場合

パターン①PCR 検査等:5,000 円、抗原定性検査:1,000 円

【別紙 2-1】

【件数実績及び営業日数】

週		定着促進				一般検査			
報告対象 月曜日	報告対象 日曜日	計	PCR	抗原定量	抗原定性	計	PCR	抗原定量	抗原定性
12月26日	1月1日	0				20	10		10
1月2日	1月8日	30			30	20	10		10
1月9日	1月15日	0				20	10		10
1月16日	1月22日	0				20	10		10
1月23日	1月29日	0				20	10		10
1月30日	2月5日	0				20	10		10
2月6日	2月12日	0				20	10		10
2月13日	2月19日	0				20	10		10
2月20日	2月26日	0				20	10		10
2月27日	3月5日	0				20	10		10
3月6日	3月12日	0				20	10		10
3月13日	3月19日	0				20	10		10
3月20日	3月26日	0				20	10		10
3月27日	3月31日	0				20	10		10
合計		30	0	0	30	280	140	0	140

令和4年12月26日～令和5年1月29日の検査実施件数			令和5年1月30日～令和5年2月26日の検査実施件数		令和5年2月27日～令和5年3月31日の検査実施件数	
	定着促進事業	一般検査事業	一般検査事業		一般検査事業	
PCR検査等	0	50	40		50	
抗原定性検査	30	50	40		50	

期間、検査方法、実単価及び事業区分ごとに入力してください

期間、検査方法及び実単価ごとに
入力してください

【別紙 2-1】

番号	検査方法	実単価	①令和4年12月26日(月)～令和5年1月29日(日)		令和5年1月30日(月)～令和5年2月26日(日)	③令和5年2月27日(月)～令和5年3月31日(金)
			定着促進事業	一般検査事業	一般検査事業	一般検査事業
集計行			30	100	80	100
【PCR検査等・抗原定量検査】						
集計行			0	50	40	50
1	PCR検査等	5,000	0	50	40	50
【抗原定性検査】						
集計行			30	50	40	50
6	抗原定性検査	1,000	30	50	40	50

パターン②PCR 検査:(R5.1 月まで)5,000円、(R5.2 月以降)4,000 円

※検査実施件数はパターン①と同じ

【別紙 2-2】

番号	検査方法	実単価	①令和4年12月26日(月) ~ 令和5年1月29日(日)		②令和5年1月30日(月) ~ 令和5年2月26日(日)		③令和5年2月27日(月) ~ 令和5年3月31日(金)	
			定着促進事業	一般検査事業	一般検査事業	一般検査事業		
集計行			30	100	80	150		

【PCR検査等・抗原定量検査】

集計行			0	50	40	100		
1	PCR 検査等	5,000	0	50	5			
2	PCR 検査等	4,000			35	100		

【抗原定性検査】

集計行			30	50	40	50		
6	抗原定性検査	1,000	30	50	40	50		

実単価ごとに、実施した検査件数を入力してください

パターン③ パターン①で検査実施件数を誤って入力をした場合

■件数内訳

番号	検査方法	実単価	①令和4年12月26日(月) ~ 令和5年1月29日(日)		②令和5年1月30日(月) ~ 令和5年2月26日(日)		③令和5年2月27日(月) ~ 令和5年3月31日(金)		検査実施 件数合計 (件)	定着促進事業	一般検査事業
			定着促進事業	一般検査事業	一般検査事業	一般検査事業					
集計行			30	100	90	100	320	30	290		

※エラー※ 別紙2-1と件数【合計】が一致しません。

【PCR検査等・抗原定量検査】

集計行			0	50	50	50	150	0	150
1	PCR検査等	5,000	0	50	50	50	150	0	150

別紙 2-1 で入力した実施件数は「40」

エラーメッセージが表示されます。
正しい件数を再度ご確認の上、入力をし直してください

■件数内訳

番号	検査方法	実単価	①令和4年12月26日(月) ~ 令和5年1月29日(日)		②令和5年1月30日(月) ~ 令和5年2月26日(日)		③令和5年2月27日(月) ~ 令和5年3月31日(金)		検査実施 件数合計 (件)	定着促進事業	一般検査事業
			定着促進事業	一般検査事業	一般検査事業	一般検査事業					
集計行			30	100	80	100	310	30	280		

別紙2-1と件数一致

【PCR検査等・抗原定量検査】

集計行			0	50	40	50	140	0	140
1	PCR検査等	5,000	0	50	40	50	140	0	140

『「別紙 2-1」と件数一致』のメッセージが表示されていることを必ず確認してください。
※エラーメッセージが表示されたままでは、
補助金の交付ができません。

(6) 以下のシートは記入いただく項目はありません。

【様式6】、【別紙3-1】、【別紙3-2】、

【別紙3-3(まとめて報告する場合のみ)】、【大阪府作業用】

- ・自動反映された内容をご確認ください。
- ・【別紙3-2】「複数事業所分をまとめて報告する場合」の「内訳シート」を入力する際に使用します。

2. 検査実施件数 内訳書 の出力

【ダウンロードはこちら】 [検査実施件数内訳書\(実績一覧\)のデータ出力フォーム](#)

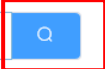
【出力方法】

① 「①ログイン ID」に**事業所登録番号**を入力し、「」をクリック

※ 登録番号は、「**アルファベット1文字+数字6桁**」です。

事業所の登録完了通知書や登録ステッカーに記載しておりますので、ご確認ください。

① ログインID

 **クリック**

事業所の登録番号

- ② 「②パスワード」入力欄が表示されるため、「新型コロナ検査件数報告システム」のログイン時に入力されているパスワード(**事業所登録時のメールアドレス**)を入力してください。
- ③ 「③出力期間」で対象期間(12月26日から3月31日)を選択し、「次へ」をクリックしてください。

① ログインID

②パスワードを入力

事業所の登録番号

③ 出力期間

検査件数一覧を出力したい期間の「開始日」および「終了日」を入力してください。

出力したい期間を選択

開始日* 終了日*

クリック

- ④ 画面が切り替わったら「帳票出力画面へ」をクリックしてください。

検査実施件数内訳書の出力



帳票出力の準備ができました。以下のボタンをクリックしてください。

クリック

- ⑤ 画面が切り替わったら内容を確認の上、上部オレンジ色の「出力する」をクリックしてください。

検査実施件数内訳書（実績一覧）の出力

出力する **クリック**

以下の内容を確認した上で、出力ボタンを押してください。

登録番号
P222222

事業所名
××ダミー

開始日
2022-12-26

終了日
2022-03-31

※ 事業所の入力をやり直す場合は [こちら](#)

- ⑥ 検査実施件数内訳書の PDF ファイルが表示されるため、適宜保存してください。

(無料検査実施事業費補助金 実績報告書に添付してください) (別添)

検査実施件数 内訳書

法人申請番号		法人名						
実施事業者登録番号		事業所名						
事業所名	週		ア. 定着促進事業			イ. 一般検査事業		
	報告対象 (月曜日)	報告対象 (日曜日)	①PCR	②抗原 定量	③抗原 定性	①PCR	②抗原 定量	③抗原 定性

週ごとの検査実施件数
合計が表示されます。
別紙 2-1 に転記してください。

3. 下記「添付書類」を準備してください。

<添付書類>

- **検査単価の根拠資料**
(例)
 - ・検査会社との委託契約書(請求書等)
 - ・検査試薬又は検査キット仕入の際の請求書
 - ・検体運搬時の送料にかかる請求書

※令和4年12月26日～令和5年3月31日までに実施した検査に係る根拠資料を添付してください。

※人件費や管理手数料等単価の根拠資料の添付が困難な費用については添付不要です。

- **抗原定性検査の検査試薬や検査キットの仕入れ日がわかる書類(納品書等)**

※令和4年3月31日以前に仕入れた検査試薬や、検査キットを使用する場合に添付が必要です。

- その他参考となる資料

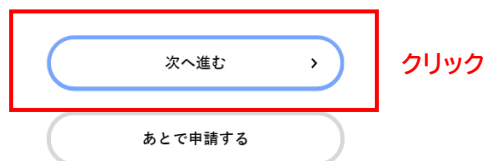
4. 「大阪府行政オンラインシステム」の「【ランニングコスト】無料検査実施事業費補助金(実績報告)(12月26日から3月31日分)」手続き画面を開いてください。



5. 「内容詳細」画面が表示されますので、内容をご確認の上スクロールして頂き、「次へ進む」をクリックしてください。

問い合わせ先

大阪府「無料検査事業」コールセンター
電話番号：0671779542



6. 申請に際しての確認事項が2点表示されます。
内容をご確認いただき、「確認した」を選択の上、「次へ進む」をクリックしてください。

7. 記載に沿って、必要事項を入力してください。

8. 「1 実績報告書」のデータを添付してください。

実績報告書 必須

様式をホームページよりダウンロードの上、添付してください。

[無料検査実施事業費補助金ホームページ](#)

【書類内訳】

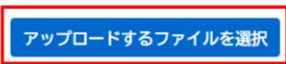
※シートの削除、分割は行わないでください。

※同一法人内の複数の事業所を取りまとめて報告する場合(「複数事業所分をまとめて報告」と、そうでない場合(「まとめて報告しない」と)とで、提出する様式が異なりますので、ご注意ください。

※「複数事業所分をまとめて報告」する場合は、報告するすべての事業所の様式をzipファイルにまとめて、添付してください。

・様式第6号(実績報告書)

・別紙1～別紙3-2(まとめて報告する場合は別紙3-3まで)



まとめて報告する場合:申請するすべての事業所の様式
zip ファイルにまとめて、添付してください。
まとめて報告しない場合:Excel 媒体のまま添付してください。

9.「3 添付書類」のデータを添付してください。

- ※ 審査の際、報告内容と検査単価の根拠資料が一致しない場合は内容の訂正が必要となり、補助金の確定までに時間を要します。添付書類の内容が実績報告と突合できるようにしてください。
- ※ 必ず、**令和4年12月26日～令和5年3月31日までに実施した検査に係る根拠資料**を添付してください。

■検査単価の根拠資料

検査単価の根拠資料 **必須**

※検査単価の根拠となる資料を添付してください。

(例)

- ・検査会社との委託契約書（請求書等）
- ・検査試薬又は検査キット仕入の際の請求書
- ・検体運搬時の送料にかかる請求書

※人件費や管理手数料等単価の根拠資料の添付が困難な費用については添付不要です。

※審査の際、申請書類と添付書類の内容、金額が一致しない場合、不備となります。

アップロードするファイルを選択

請求書等を添付してください。

■抗原定性検査の検査試薬や検査キットの仕入れ日がわかる書類

抗原定性検査の実施有無や、使用した検査試薬や検査キットの仕入れ日の情報を入力し、令和4年3月31日以前に仕入れたものを使用した場合は仕入れ日がわかる書類を添付してください。

抗原定性検査の実施有無 **必須**

抗原定性検査の実施有無についてご入力ください

- 実施した
- 実施していない

令和4年3月31日以前に仕入れた検査試薬や検査キットの使用有無

令和4年3月31日以前に仕入れた検査試薬や検査キットを使用して抗原定性検査を実施した場合はチェックを入れ、資料をアップロードしてください。

- あり

抗原定性検査の検査試薬や検査キットの仕入れ日がわかる資料 **必須**

※複数事業所がある場合、1つのファイルにまとめて添付するか、「その他参考となる資料」に添付してください。

アップロードするファイルを選択

■検査実施件数 内訳書(新型コロナ検査件数報告システムより出力)

検査実施件数 内訳書(新型コロナ検査件数報告システムより出力) **必須**

新型コロナ検査件数報告システムより出力した「検査実施件数 内訳書」を添付してください。

[検査実施件数内訳書\(実績一覧\)のデータ出力フォーム](#)

※複数事業所がある場合、1つのファイルにまとめて添付するか、「その他参考となる資料」に添付してください。

アップロードするファイルを選択

出力した内訳書を添付してください。

■その他参考となる資料

その他参考となる資料

- ・ファイルが複数に分かれている場合など、欄が足りない場合は使用してください。
- ・その他経費の計算方法等参考になる資料があれば添付してください。

アップロードするファイルを選択

その他参考となる資料があれば添付してください。

10. 画面下部「次へ進む」をクリックしてください。

11. 申請内容を確認の上、「申請する」をクリックし、手続きを完了してください。

Ⅲ その他

1. よくあるお問い合わせ(FAQ)

Q 1. 検査に必要となる費用が補助上限単価を超えた場合、受検者に対し費用負担を求めてもよいですか。

A 1. 上限額を超えた場合は事業者負担となります。なお、本事業において受検者に負担を求めることはできません。

Q 2. いつからの検査が検査実施事業費補助金の対象となりますか。

A 2. 新型コロナ検査実施事業者としての登録が完了し、かつ、実施計画に記載した体制の整備が完了した時点以降の検査が交付対象となります。

Q 3. 検査を実施したが、判定不能であった場合、交付対象となりますか。

A 3. 検体採取から結果通知までの一連の行為を1件とみなします。よって、残余検体がある場合は再検査を行っていただき、結果が判明した場合は1件とカウントしてください。残余検体がない場合、判定不能の結果を受検者に対し通知頂いた上で、再度検体採取する場合は2件とカウントしてください。

Q 4. 補助金の対象となる3月31日までの実施分とは、何を基準に判断するのか

A 4. 結果判明日が3/31までの実績分が補助金の対象となります。3/31までに検体を採取し、4/1以降に結果判明した実績については補助金の対象外となりますのでご注意ください。

Q 5. 在庫として残った試薬や検査キットの購入経費は補助してもらえないのか

Q 5. 無料検査事業は、実際に実施していただいた検査に要した経費に対し、補助金を支払うものであり、実績件数×単価で補助額を計算します。
恐れ入りますが、在庫分については、補助金の交付の対象となりませんので、事業者・事業所のご負担となります。

2. お問い合わせ先

大阪府「無料検査事業」コールセンター

TEL 06-7177-9542（土日祝含む9時から21時まで）